

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	使用料等の減免		
根拠法令 及び条項	蓮田市都市公園条例 第31条 蓮田市都市公園条例施行規則 第15条		
審査基準	<input type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第1号に該当）		
	公表 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>【参考】</p> <p>蓮田市都市公園条例（平成3年3月22日条例第14号） （使用料等の減免）</p> <p>第31条 市長は、次に掲げる場合においては、使用料又は占用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>（1）市又は教育委員会が主催、共催する行事等に利用する場合</p> <p>（2）市又は教育委員会が構成員となっている団体が主催する行事等に利用する場合</p> <p>（3）利用権利者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校に在学する者又はこれらに準ずる者である場合</p> <p>（4）利用権利者が障がいのある者である場合</p> <p>（5）前2号に掲げる者を主たる対象として利用する場合</p> <p>（6）前各号に掲げる場合のほか、市長が特別な理由があると認める場合</p> <p>蓮田市都市公園条例施行規則（平成3年3月22日規則第6号） （使用料等の減免）</p> <p>第15条 条例第31条の規定による使用料等の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）条例第31条第1号又は第2号に該当する場合 全額</p> <p>（2）条例第31条第3号、第4号又は第5号に該当する場合 100分の50の額</p> <p>（3）条例第31条第6号に該当する場合 市長がその都度定める割合</p>		
審査基準 設定年月日	令和6年3月27日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日

標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部みどり環境課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。